

平成21年 No.12

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

制定理由

事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年 3 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規則第 5 号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第 3 号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則（平成16年規則第 4 号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第 4 号）

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

制定理由： 施設マネジメント部の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (部等) 第3条 事務局に，総務部，財務部，学務部及び学術情報部を置く。 2 (省略) (課) 第4条 (省略) 2 財務部に，次の<u>3課</u>を置く。 (1) 財務課 (2) 経理課 <u>(3) 施設課</u> 3 (省略) 4 〔削除〕 <u>4</u> (省略) 〔省略〕 (財務課) 第12条 財務課においては，次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 財務会計事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。 (2) 予算及び決算に関すること。	〔省略〕 (部等) 第3条 事務局に，総務部，財務部，学務部，<u>施設マネジメント部</u>及び学術情報部を置く。 2 (省略) (課) 第4条 (省略) 2 財務部に，次の<u>2課</u>を置く。 (1) 財務課 (2) 経理課 3 (省略) <u>4 施設マネジメント部に，次の2課を置く。</u> <u>(1) 施設企画課</u> <u>(2) 保全課</u> <u>5</u> (省略) 〔省略〕 (財務課) 第12条 財務課においては，次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 財務会計事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。 (2) 予算及び決算に関すること。

- (3) 資金等の管理運用に関する事。
- (4) 財務会計業務の改善及び合理化に関する事。
- (5) 寄附金の総括事務に関する事。
- (6) 会計機関の公印の管守に関する事。
- (7) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 学内の警備取締りに関する事。
- (9) 計算証明に関する事。
- (10) 不動産等に関する事。
- (11) 職員の宿舎に関する事。
- (12) 土地及び建物の借入れに関する事。
- (13) 安全管理（施設課に属するものを除く。）に関する事。
- (14) 会計監査（監査室に属するものを除く。）に関する事。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (16) その他財務会計事務で他の課の所掌に属さないものを処理する事。

〔省略〕

（施設課）

第14条 施設課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 施設整備に係る予算に関する事。
- (3) 施設に係る長期計画及び中期目標・中期計画に関する事。
- (4) 施設の実態調査に関する事。
- (5) 建設工事の一般競争参加資格審査に関する事。
- (6) 工事請負及び役務の契約に関する事。
- (7) 施設整備に係る諸報告に関する事。
- (8) 有害廃棄物処理施設に関する事。
- (9) 建築物等の整備計画及び調査に関する事。

- (3) 資金等の管理運用に関する事。
- (4) 財務会計業務の改善及び合理化に関する事。
- (5) 寄附金の総括事務に関する事。
- (6) 会計機関の公印の管守に関する事。
- (7) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 学内の警備取締りに関する事。
- (9) 計算証明に関する事。
- (10) 不動産等に関する事。
- (11) 職員の宿舎に関する事。
- (12) 土地及び建物の借入れに関する事。
- (13) 安全管理（施設マネジメント部に属するものを除く。）に関する事。
- (14) 会計監査（監査室に属するものを除く。）に関する事。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (16) その他財務会計事務で他の課の所掌に属さないものを処理する事。

〔省略〕

- (10) 工事の設計に関すること。
- (11) 工事費の積算に関すること。
- (12) 工事の監督及び検査に関すること。
- (13) 建築物等の保全に関すること。
- (14) 保全に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関すること。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (16) その他施設整備に関する事務を処理すること。

(以下、現行の第14条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。)

第18条 〔削除〕

第19条 〔削除〕

(以下、現行の第20条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。)

第4節 施設マネジメント部

(施設企画課)

第18条 施設企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 施設整備に係る予算に関すること。
- (3) 施設に係る長期計画及び中期目標・中期計画に関すること。
- (4) 施設の実態調査に関すること。
- (5) 建設工事の一般競争参加資格審査に関すること。
- (6) 工事請負及び役務の契約に関すること。
- (7) 施設整備に係る諸報告に関すること。
- (8) 有害廃棄物処理施設に関すること。
- (9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (10) その他施設整備（保全課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を処理すること。

(保全課)

第19条 保全課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 建築物等の整備計画及び調査に関すること。
- (2) 工事の設計に関すること。

<u>第4節</u> 学術情報部 〔省略〕 <u>第5節</u> 監査室 〔省略〕 <u>第5章 補則</u> <u>(規則の改廃)</u> <u>第30条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u>	<u>(3) 工事費の積算に関すること。</u> <u>(4) 工事の監督及び検査に関すること。</u> <u>(5) 建築物等の保全に関すること。</u> <u>(6) 保全に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関すること。</u> <u>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(8) その他保全に係る技術的事項に関すること。</u> <u>第5節</u> 学術情報部 〔省略〕 <u>第6節</u> 監査室 〔省略〕
--	---

東京学芸大学事務分掌規則の一部改正について

制定理由：施設マネジメント部の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>（施設課）</u> <u>第8条 施設課に、次の各号に定める係を置く。</u> <u>（1）施設企画係</u> <u>（2）施設計画係</u> <u>（3）建築係</u> <u>（4）電気係</u> <u>（5）機械係</u> （以下、現行の第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。） 第12条 〔削除〕 第13条 〔削除〕 （以下、現行の第14条から第52条までを1条ずつ繰り上げる。）	〔省略〕 <u>第4節 施設マネジメント部</u> <u>（施設企画課）</u> <u>第12条 施設企画課に、次の各号に定める係を置く。</u> <u>（1）総務係</u> <u>（2）企画係</u> <u>（保全課）</u> <u>第13条 保全課に、次の各号に定める係を置く。</u> <u>（1）総括保全係</u> <u>（2）設備保全係</u> <u>（3）環境保全係</u> <u>（4）管理係</u>

第4節 学術情報部

[省略]

第5節 監査室

[省略]

第3款 施設課

(施設企画係)

第52条 施設企画係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 施設事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 工事費の経理に関すること。
- (3) 建設工事の一般競争参加資格審査に関すること。
- (4) 工事請負及び役務の契約に関すること。
- (5) その他他の係の所掌に属さないこと。

(施設計画係)

第53条 施設計画係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 工事費の実施配分に関すること。
- (3) 施設整備の台帳及び実態調査に関すること。
- (4) 施設整備費の予算要求及び実施計画、補助金交付申請に関すること。
- (5) 施設に係る長期計画及び中期目標・中期計画に関すること。
- (6) 施設整備の諸報告に関すること。
- (7) 建築基準法その他の法令に基づく諸手続きに関すること。
- (8) 工事の設計・監理業務の委嘱に関すること。
- (9) 有害廃棄物処理施設に関すること。

(建築係)

第5節 学術情報部

[省略]

第6節 監査室

[省略]

第54条 建築係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 建築物等（建築・電気・機械・環境）整備計画に関すること。
 - (2) 施設保全に係る調査及び診断に関すること。
 - (3) 施設保全に係る技術資料の収集、計画に関すること。
 - (4) 建築・土木工事に係る設計に関すること。
 - (5) 建築・土木工事に係る積算に関すること。
 - (6) 建築・土木工事に係る監督及び検査に関すること。
 - (7) 建築・土木工事に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関すること。
 - (8) 保全台帳の整備に関すること。
 - (9) 施設保全に係る委託業務の仕様書作成に関すること。
 - (10) 施設保全に係る委託業務の監理に関すること。
- (電気係)

第55条 電気係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 電気・情報設備工事に係る整備計画に関すること。
- (2) 電気・情報設備工事に係る調査及び診断に関すること。
- (3) 電気・情報設備工事に係る技術資料の収集、計画に関すること。
- (4) 電気・情報設備工事に係る設計に関すること。
- (5) 電気・情報設備工事に係る積算に関すること。
- (6) 電気・情報設備工事に係る監督及び検査に関すること。
- (7) 電気・情報設備工事に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関すること。
- (8) 電気・情報設備工事のデータ整理に関すること。
- (9) 防災設備保全業務（外観・機能及び総合点検）に関すること。
- (10) 設備保全に係る委託業務の仕様書作成に関すること。
- (11) 設備保全に係る委託業務の監理に関すること。

(機械係)

第56条 機械係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 機械設備工事に係る整備計画に関すること。
- (2) 機械設備工事に係る調査及び診断に関すること。
- (3) 機械設備工事に係る技術資料の収集、計画に関すること。
- (4) 機械設備工事に係る設計に関すること。
- (5) 機械設備工事に係る積算に関すること。
- (6) 機械設備工事に係る監督及び検査に関すること。
- (7) 機械設備工事に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関すること。
- (8) 機械設備工事のデータ整理に関すること。
- (9) 機械保全に係る委託業務の仕様書作成に関すること。
- (10) 機械保全に係る委託業務の監理に関すること。

(以下、現行の第53条から第78条までを4条ずつ繰り下げる。)

第79条 〔削除〕

第80条 〔削除〕

第4節 施設マネジメント部

第1款 施設企画課

(総務係)

第79条 総務係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 施設事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 工事費の経理に関すること。
- (3) 建設工事の一般競争参加資格審査に関すること。
- (4) 工事請負及び役務の契約に関すること。
- (5) その他他の係及び保全課の所掌に属さないこと。

(企画係)

第80条 企画係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 工事費の実施配分に関すること。
- (3) 施設整備の台帳及び実態調査に関すること。

	<u>(4) 施設整備費の予算要求及び実施計画，補助金交付申請に関すること。</u> <u>(5) 施設に係る長期計画及び中期目標・中期計画に関すること。</u> <u>(6) 施設整備の諸報告に関すること。</u> <u>(7) 建築基準法その他の法令に基づく諸手続きに関すること。</u> <u>(8) 工事の設計・監理業務の委嘱に関すること。</u> <u>(9) 有害廃棄物処理施設に関すること。</u> <u>第2款 保全課</u> <u>(総括保全係)</u>
第81条 〔削除〕	<u>第81条 総括保全係は，次の各号に定める事務を分掌する。</u> <u>(1) 建築物等（建築・電気・機械・環境）整備計画に関すること。</u> <u>(2) 施設保全に係る調査及び診断に関すること。</u> <u>(3) 施設保全に係る技術資料の収集，計画に関すること。</u> <u>(4) 建築・土木工事に係る設計に関すること。</u> <u>(5) 建築・土木工事に係る積算に関すること。</u> <u>(6) 建築・土木工事に係る監督及び検査に関すること。</u> <u>(7) 建築・土木工事に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(8) 保全台帳の整備に関すること。</u> <u>(9) 施設保全に係る委託業務の仕様書作成に関すること。</u> <u>(10) 施設保全に係る委託業務の監理に関すること。</u> <u>(11) その他他の係の所掌に属さないこと。</u> <u>(設備保全係)</u>
第82条 〔削除〕	<u>第82条 設備保全係は，次の各号に定める事務を分掌する。</u> <u>(1) 電気・情報設備工事に係る整備計画に関すること。</u> <u>(2) 電気・情報設備工事に係る調査及び診断に関すること。</u> <u>(3) 電気・情報設備工事に係る技術資料の収集，計画に関すること。</u> <u>(4) 電気・情報設備工事に係る設計に関すること。</u> <u>(5) 電気・情報設備工事に係る積算に関すること。</u>

第83条 [削除]

第84条 [削除]

(以下、現行の第85条から93条までを2条ずつ繰り上げる。)

(6) 電気・情報設備工事に係る監督及び検査に関すること。

(7) 電気・情報設備工事に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関すること。

(8) 電気・情報設備工事のデータ整理に関すること。

(9) 防災設備保全業務（外観・機能及び総合点検）に関すること。

(10) 設備保全に係る委託業務の仕様書作成に関すること。

(11)設備保全に係る委託業務の監理に関すること。

(環境保全係)

第83条 環境保全係は、次の各号に定める事務を分掌する。

(1) 機械設備工事に係る整備計画に関すること。

(2) 機械設備工事に係る調査及び診断に関すること。

(3) 機械設備工事に係る技術資料の収集、計画に関すること。

(4) 機械設備工事に係る設計に関すること。

(5) 機械設備工事に係る積算に関すること。

(6) 機械設備工事に係る監督及び検査に関すること。

(7) 機械設備工事に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関するこ
と。

(8) 機械設備工事のデータ整理に関すること。

(9) 機械保全に係る委託業務の仕様書作成に關すること。

(10)機械保全に係る委託業務の監理に關すること。

(管理係)

第84条 管理係は、次の各号に定める事務を分掌する。

(1) 屋外環境整備に係る整備計画に関すること。

(2) 屋外環境整備に係る調査及び診断に関すること。

(3) 屋外環境整備に係る技術資料の収集 計画に關すること。

(4) 屋外環境整備に係る設計に関すること。

(5) 屋外環境整備に係る積算に関する事。

(6) 屋外環境整備に係る監督及び検査に関すること。

第4節 学術情報部

〔省略〕

第5節 監査室

〔省略〕

第3章 補則

(規則の改廃)

第92条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(7) 屋外環境整備に係る関係機関との協議及び提出書類の作成に関するこ
と。

(8) 屋外環境整備に係るデータ整理に関すること。

(9) 屋外環境整備に係る委託業務の仕様書作成に関すること。

(10) 屋外環境整備に係る委託業務の監理に関すること。

第5節 学術情報部

〔省略〕

第6節 監査室

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （規則の改廃） <u>第10条</u> この規則の改廃は，事務局長を経て学長が定める。 （補則） <u>第11条</u> この規則の解釈・運用等に関し疑義があるときは，総務部総務課長が決する。	〔省略〕 （補則） <u>第10条</u> この規則の解釈・運用等に関し疑義があるときは，総務部総務課長が決する。

別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省略〕				組 織 印	〔省略〕			
役 職 印	国立大学法人東京学芸 大学長	30	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長	役 職 印	国立大学法人東京学芸 大学長	30	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長
	東京学芸大学長	30				東京学芸大学長	30		
	大学院連合学校教育 学研究科長	30				大学院連合学校教育 学研究科長	30		
	事務局長	30				事務局長	30		
	総務部長	23				総務部長	23		
	総務課長	20				総務課長	20		
	企画課長	20				企画課長	20		
	人事課長	20				人事課長	20		
	学系支援課長	20				学系支援課長	20		
	附属学校課長	20				附属学校課長	20		
	財務部長	23				財務部長	23		
	財務課長	20				財務課長	20		
	経理課長	20				経理課長	20		
	<u>施設課長</u>	<u>20</u>							
	学務部長	23				学務部長	23		
	学務課長	20				学務課長	20		
	学生サービス課長	20				学生サービス課長	20		
	入試課長	20				入試課長	20		
	国際課長	20				国際課長	20		

学生相談センター長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	学生相談センター長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書係長
学生キャリア支援センター長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	学生キャリア支援センター長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書係長
附属幼稚園長	23	園長	副園長	附属幼稚園長	23	園長	副園長
附属世田谷小学校長	23		当該地区の事務係長	附属世田谷小学校長	23		当該地区の事務係長
附属小金井小学校長	23			附属小金井小学校長	23		
附属大泉小学校長	23			附属大泉小学校長	23		
附属竹早小学校長	23			附属竹早小学校長	23		
附属世田谷中学校長	23	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当者	附属世田谷中学校長	23	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当者
附属小金井中学校長	23			附属小金井中学校長	23		
附属国際中等教育学校長	23			附属国際中等教育学校長	23		
附属竹早中学校長	23			附属竹早中学校長	23		
附属高等学校長	23		当該地区の事務係長	附属高等学校長	23		当該地区の事務係長
附属特別支援学校長	23		事務係長	附属特別支援学校長	23		事務係長
様式第1～様式第3 〔省略〕				様式第1～様式第3 〔省略〕			
附 則 <u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u>							